

介護予防ケアマネジメントワーキングチーム運営支援業務委託仕様書

1 事業名

介護予防ケアマネジメントワーキングチーム運営支援業務委託

2 事業の目的

介護予防ケアマネジメントは、介護保険法第115条の45第1項の規定に基づき、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）」「要支援・要介護状態となってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるように支援するものである。

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントにおいては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的にサービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成することとされている。

本市においては、介護予防ケアマネジメントの効果的・効率的な実施を目的として、介護予防ケアマネジメントの効果的な実施等に向けた現状把握の把握および、総合相談の受付後の対応の流れの整理、地域リハビリテーション支援拠点や生活支援コーディネーター等の関係機関との効果的な連携方法の検討、その他運用・帳票等の改善の検討、およびそれらの検討結果を踏まえたマニュアルの整備、研修企画を行うこととしている。

本業務は、これらの検討に際して必要となる情報の収集・分析や、現状に関する検証・評価等を行うとともに、地域包括支援センター職員、地域リハビリテーション支援拠点職員、生活支援コーディネーター（小地域における生活支援体制整備事業により、小希望多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所に配置される生活支援コーディネーターを指す。以下同じ。）及び有識者によって構成する「川崎市地域包括支援センター業務検討委員会介護予防ケアマネジメントワーキングチーム（以下「会議」という。）」の円滑な運営を確保するために実施する。

3 履行期間

令和5年6月30日から令和6年3月31日まで

4 履行場所

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 他

5 業務の内容

(1) 文献調査及び現状整理・分析

介護予防ケアマネジメントの効果的な実施に資する他都市先行事例の文献調査等を実施する。併せて、本市における介護予防ケアマネジメントの実施状況についても関係資料の収集や関係者に対するヒアリング等を実施し、現状整理・分析を行ったうえで、委託者に報告する。

(2) 会議の進め方等に係る企画提案

(1) を踏まえた会議の進め方及びスケジュールを記載した計画書を作成する。なお、同計画書については、委託者が指定する期日までに提出し、承認を得ること。

(3) 会議の設計・企画の検討及び資料作成

会議の開催に向けて、各回の検討の設計・企画の検討、議題及び論点整理を行ったうえで、資料を作成する。なお、その際には委託者及び座長と協議のうえ、必要に応じて委員への事前説明や意見聴取を実施すること。

(4) 会議の運営

会議の資料準備及び会場設営、会議当日の進行、各種経費の支払い、議事録の作成等を行う。なお、会議は、地域包括支援センター職員等の実践者7名程度、有識者5名程度で構成し、7月以降合計5回程度の開催を予定している。

(5) 介護予防ケアマネジメントマニュアルの作成

会議における協議内容を踏まえ、介護予防ケアマネジメントマニュアルを取りまとめる。なお、取りまとめに当たっては委員等への意見聴取及び内容への反映を行うこと。また、校正を2回以上行うこと。

(6) 研修の企画

令和5年12月頃に、地域包括支援センター職員等を対象とした研修を実施する。なお、研修の運営は総合研修センターが担当し、受託者は研修内容の企画を担うこととする。

(7) 報告書の作成

会議における協議内容をとりまとめた報告書及びその概要を作成し、委託者が指定する期日までに提出する。なお、報告書の作成に際し、校正を2回以上行うこと。

(8) 打ち合わせ

(1) から(7)までの各種調整及び作業状況の確認等を行うため、概ね月1回程度、担当部署と打ち合わせを行う。

6 成果物

介護予防ケアマネジメントマニュアル(200部)、報告書(概要を含む)及び作成資料のデータファイル一式

7 その他

(1) 成果物の文章、図表、イラスト等の著作権は、川崎市が有する。

(2) 本業務の履行にあたり、本仕様書に定めのない事項は、本市と受託者で協議の上、決定する。